

令和6年度大分県協同組合等検査方針

目次

第1	基本方針	1
1	総論	1
2	社会情勢の変化を的確に踏まえた検査	1
3	重要なリスクに焦点を当てた検査	2
4	問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明	2
5	検査対象者の負担の軽減	2
第2	検査の質的向上に向けた取組に関する事項	2
1	検査能力の更なる向上	2
2	的確なリスク・プロファイリングの実施	2
3	指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化	3
4	指導監督部署との情報共有等	3
5	検査指摘事項に対する的確な改善の確保	3
第3	統一検査事項	3
1	共通事項	4
(1)	経営への影響	4
(2)	マネロン等対策	4
(3)	財務管理態勢	4
2	協同組合	4
(1)	信用事業	4
(2)	共済事業	5
(3)	経済事業	5
①	農業協同組合	5
②	森林組合	6
③	漁業協同組合	6
(4)	その他	6
3	農業共済組合	7

第1 基本方針

1 総論

大分県農林水産部団体指導・金融課の所掌に係る検査の実施に当たっては、合法性、合目的性及び合理性について検討することを基本原則とし、大分県協同組合検査要綱の第5に規定する基本的指針である、

- ① 重要なリスクに焦点を当てた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解

に沿って、検査対象となる団体又は事業者（以下「検査対象者」という。）のより良い経営の実現を目的として検査に取り組むこととする。

なお、検査の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行について」（令和5年4月27日厚生労働大臣公表文書）に基づく基本的な感染対策に留意することとする。

2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

検査対象者を取り巻く環境変化を的確に踏まえ、大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」（平成27年12月策定、令和2年3月改訂）に係る各種施策等において示された政策課題に対応した検証に取り組む。

特に信用事業を行う検査対象者については、人口減少・高齢化社会において、デジタル技術（フィンテック等）が進展を見せる中、国内外における金利等の市場環境の変化、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン等対策」という。）、バーゼルⅢの段階的適用、早期警戒制度の導入等の金融規制への対応状況に重点をおいて検証を行うとともに、持続可能な収益構造の構築に向けた取組内容を中心として、経営課題に係る対話を役職員と行う。

他方、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等については、引き続き厳格な検査を行う。

またコロナによる行政等による各種支援策の終了後の検査対象者の経営への影響についても検証する。

3 重要なリスクに焦点を当てた検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスク・プロファイリングにより、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てた検証を実施する。

特に社会的影響の大きい検査対象者及び事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じ、内部統制等の不備・欠陥及びリスク管理上の問題点を重点的に検証し、検出された非違事象の背後にある本質的な問題の改善を促すとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

5 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、検査対象者の規模・特性や事務負担に配慮した資料提出期限を設定する。

また、総（代）会の開催日等に可能な限り配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に配慮する。

さらに、デジタル技術の導入に即して、実地方式とオンライン会議システム等を活用した書面方式を適切に組み合わせたハイブリッド方式による検査を実施するなど、必要に応じて検査手法を検討する。

第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

1 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に伴い、検証技術の高度化等を通じて、検査の質的向上を図るため、国の研修を活用するなどして研修を行う。

2 的確なリスク・プロファイリングの実施

検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率

的かつ深度ある検査を実施するため、以下の取組により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算関係書類、業務報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向・人員体制等の近年の傾向を把握するとともに、指導監督部署との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 指導監督部署の担当者を交えた事前検討会、指導監督部署との定期的な意見交換会の開催等により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

4 指導監督部署との情報共有等

検査対象者が適切な内部統制等を構築していく上での参考とするべく、指導監督部署との意見交換等を行う。

5 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導監督部署から発出された報告徴求命令に基づき、検査対象者から指導監督部署に提出された後、検査部署に回付された改善状況報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じ、指導監督部署の指導方針について意見交換を行う。

また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出された検査対象者については、速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、指導監督部署との連携を強化する。

さらに、検査指摘事項等の改善指導が的確に行われるよう連携を図る観点から、所管する指導監督部署に監督上参考となる情報の提供を行う。

第3 統一検査事項

令和6年度における検査対象者に係る統一検査事項は、次のとおりとす

る。

1 共通事項

「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等の各検査マニュアルに定める事項のほか、検査対象者に共通する事項として、特に以下について重点的に検証する。

(1) 経営への影響

ア エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による経営への影響

エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による事業費の増加に伴う経営及び組合員への影響

イ 資金調達コストへの対応

設備投資、運営経費等に充当するための借入金を有する検査対象者において、金利上昇に伴う借入コストの増加による収支及び業務運営への影響

ウ 自然環境や経済情勢の変化等による経営への影響及び農林漁業者等への支援の対応

(ア) 検査対象者における各事業の取扱高、財務状況等を中心とした経営への影響

(イ) 組合員の農林漁業経営の継続のために、検査対象者が講じた具体的な支援策とその効果（成果）

(2) マネロン等対策

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月22日改定・金融庁公表）に定める「対応が求められる事項」について、検査対象者の対応

(3) 財務管理態勢

収益認識に係る会計基準を採用した検査対象者において、適切な会計処理を行うための態勢整備

2 協同組合

(1) 信用事業

① 農業協同組合

「持続可能な収益性・将来にわたる健全性維持に向けた対応策」、
「農協の自己改革の着実な実践に資する取組」、「マネー・ローンダ

リング及びテロ資金供与対策」を重要課題とし、特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 市場環境の変化を踏まえた保有有価証券に関する市場リスク管理態勢の高度化
- イ 資金運用方針・運用資産の方向性を踏まえた収支シミュレーションの策定やその結果による将来収益の見通し
- ウ 行政等によるコロナ支援の終了に係る貸出先への影響
- エ 農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援
- オ リスク評価書に掲げるリスク低減措置の実施状況（前年度の指摘・課題事項を含む。）、系統マネロン管理システムの運用状況

② 漁業協同組合

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 各支店に対する本店の内部統制機能の発揮
- イ ビジネスモデルに応じた経営の安定化及び漁業金融機能の強化

（2）共済事業

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 不祥事等のリスク事案の再発防止策
- イ 満期共済金等の多額の未払に係る対応及びその改善状況
- ウ 高齢者に対する適切な契約の推進（親族等の同席等）
- エ 不必要な契約並びに不正契約の状況及び防止策

（3）経済事業

① 農業協同組合

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号）による農業協同組合法の一部改正及び「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、自ら取り組むとしている「農業者の所得向上」に係る具体的な取組内容、進捗状況、進捗管理方法等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況等

② 森林組合

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に伴う、市町村が実施する森林の適切な経営管理への参画等
- イ 森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策等
- ウ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況等

③ 漁業協同組合

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）による水産業協同組合法の一部改正及び「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、漁業者の所得向上等に向けた漁連の取組内容と現状における課題・問題等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるH A C C Pに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）に定める自己資本の額の充足状況
- エ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況等

（4）その他

- ア 農業協同組合の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革を着実に実践しているか検証する。

また、農業協同組合自ら自己改革実践サイクルの構築に向けた取組状況も検証する。

- イ 漁業協同組合の検査に当たっては、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による水産政策の改革における取組を検証する。

3 農業共済組合

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 災害等の発生状況を踏まえた引受リスク管理の実施状況
- イ 引受、共済金・保険金等の支払の適正性
- ウ 業務経費の支出の適切性